千葉市

記者発表資料

千葉開府900年 千の葉に 時を刻んで 900年

令和８年１１月１１日
経済農政局経済部
産業支援課
電話　２４５－５２７４

市内中小企業の優れた新商品等を令和８年度千葉市トライアル発注認定商品に決定しました
～認定事業者８者に対し、認定証授与式を開催します～

千葉市では、市内の中小企業の活性化を図るため、優れた新製品（物品）および新役務（サービス）を市が認定し、積極的にＰＲを行うとともに認定商品の一部については、市が試験的に導入するなど、事業者の販路開拓を支援する「トライアル発注認定事業」を実施しています。

令和８年度は、新商品等について１６件（１５者）の申請があり、このたび、最終審査を経て８件（８者）の認定商品を決定しましたので、お知らせします。

また、認定事業者に対する認定証授与式を開催しますので、併せてお知らせします。

１　認定までの経過

（１）募集期間

令和８年６月１日～７月３１日

（２）審査

区分	審査内容	実施日	審査結果
一次審査（書類審査）	提出書類に基づき、対象要件を審査	８月　１日 ～２８日	１６件のうち、 １５件を選定
二次審査（書類審査）	商品の「新規性・独自性・優位性」を審査	８月３１日 ～９月１０日	８件を選定
最終審査 （審査会によるプレゼンテーション審査）	商品の「新規性・独自性・優位性」「市場性」「信頼性」を審査	９月２９日	８件を選定

２　認定商品

別紙参照

３　認定証授与式

（１）日時

令和８年１１月１７日（火）１０：００から

（２）会場

市役所高層棟４階　市長応接室

（３）実施内容

認定証授与および記念撮影を行います。

（４）出席予定者

認定事業者８者の代表者

千葉市長　神谷　俊一

４　取材について

取材を希望される方は、１１月１６日（月）１７：００までに社名、申請者名、連絡先を記載して、産業支援課へメール（sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp）でご連絡ください。

＜参考＞千葉市トライアル発注認定事業について

１　事業概要

当事業は、市内の中小企業等が開発した優れた新商品等（新製品および新役務）を認定し、積極的にＰＲを行うとともに、その一部を市が試験導入することで、企業および新商品等の販路拡大を後押しするものです。

【URL】https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html

２　認定のメリット

（１）認定された新商品等は、市のホームページへの掲載、認定商品カタログへの掲載、見本市への出展支援など、市が販路開拓の支援を行います。

（２）認定期間中、市が競争入札制度によらない随意契約で、購入することができます。
（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第４号）
※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。

３　認定期間

認定の通知をした日から２年後の年度末まで
※令和８年度認定商品の認定期間　令和８年１１月１７日～令和１１年３月３１日